

### 1. 改正の概要

- ・物納に充てることができる財産の順位が下表のとおり変更となります。
- ・物納に充てることができる財産の範囲に、投資証券等(※)のうち金融商品取引所に上場されているもの等が第1順位として加わります。

改正前	
順位	物納財産の種類
第1順位	① 国債、地方債、不動産、船舶
	② 不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③ 社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
	④ 株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤ 動産



改正案	
順位	物納財産の種類
第1順位	① 国債、地方債、不動産、船舶、 <b>株式・社債・証券投資信託等の受益証券・投資証券等(※)のうち上場されているもの等</b>
	② 不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③ <b>社債・株式・証券投資信託の受益証券のうち①以外のも</b> の又は貸付信託の受益証券
	④ 株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤ 動産

(※)投資証券等：一般的には投資法人の社員の地位(投資口)を表示する証券等をいい、会社型投資信託(注)と呼ばれる。

(注)金融商品取引所に上場されている不動産投資信託(REIT)などに見られる。

### 2. 実務上の留意点

- ・物納劣後財産である不動産を物納しようと考えていた納税者が上場株式等を相続する場合、物納計画の見直しが必要となる。

### 3. 今後の注目点

- ・第1順位となる有価証券等の詳細な範囲
- ・改正の適用時期